

平成22年4月16日

事業主並びに
事務担当者 殿

東日本プラスチック健康保険組合
(公印省略)

雇用保険の特定受給資格者等にかかる国民健康保険料（税）
の軽減制度について

陽春の候、貴事業所におかれましては、ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。
平素より、健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月1日より、市区町村が運営する国民健康保険制度において、倒産・解雇等により離職した者（雇用保険の特定受給資格者）及び雇止めなどにより離職された「特定受給資格者等」の国民健康保険料（税）を軽減する「軽減制度」が開始されることとなりました。

軽減制度においては、特定受給資格者等の国民健康保険料（税）について、離職の翌日からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を100分の30として算定することから、多くの方が失業後、任意継続被保険者となった場合よりも納めるべき保険料が低くなります。

なお、この軽減制度は、本年4月から施行されておりますが、制度が始まる前の失業であって、平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職された方につきましても、平成22年度に限り国民健康保険料（税）が軽減されます。

したがいまして、任意継続被保険者か国民健康保険の被保険者に加入予定の方がおられる場合には、ご加入の前にお住まいの市区町村で、国民健康保険の被保険者に加入した場合の保険料（税）をご確認いただき、任意継続被保険者の保険料との比較をお勧めくださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、当健康保険組合適用係にご連絡くださいますようお願いいたします。

記

○軽減制度の対象となる方

平成21年3月31日以降に離職された方のうち、特定受給資格者（※1）および特定理由離職者（※2）です。

特定受給資格者（※1）……11解雇、12天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇、21・22雇止め、31事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、32事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

特定理由離職者（※2）……23期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）、33・34正当な理由のある自己都合退職